

令和3年経済センサス - 活動調査 調査票の記入のしかた

【11】調査票（サービス関連産業C）



調査票に記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆インターネットで回答する方法は、同封の『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
- ◆調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、回答負担を少しでも軽くするため、令和元年度に実施した「経済センサス - 基礎調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、14・15ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

記入上の 注 意 点

- 調査票には、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して修正してください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

第1面

第2面

総 務 省
経済産業省

◆コールセンターについては、裏表紙をご覧ください。

- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

記入上の注意

「通称名」欄には屋号などを記入してください。
フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称及び店舗名を記入してください。

フリガナ	ドウケイ ツヨシ
記入者氏名	統計 強
電話番号	(03) 9876-4322 (内線: 9876)
市区町村コード	13104004800386
調査区番号	2
事業所番号	*
区分	2

フリガナ	センサスセッケイジム	ワカマツコンサルティン
正式名称	(株)センサス設計事務所	(株)WAKAMATSUコンサルティン
通称名	ワカマツコンサル	
電話番号(代表)	(03) 9876-4322	

郵便番号	都道府県名	市区町村名
162-0056	東京都	新宿区
町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)	
若松町3丁目2番1号	若松第3ビル 1階	

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	以前

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
男	人	人	1人	3人	1人	2人	7人	1人	人	1人
女	人	人	1人	2人	2人	人	5人	人	人	1人

①	②	③	④	⑤
個人経営	株式会社	合名会社	合同会社	会社以外の法人

①	②	③	④	⑤
9	1	2	3	4
5	6	7	8	9
0	1	2		

13桁の法人番号を記入してください。
マイナンバー(個人番号)は絶対に記入しないでください。

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例及び、12・13ページの主な事業の内容の記入例を参考にして、具体的に記入してください。
- 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、令和2年1月から12月までの1年間の収入金額又は、販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」の記入に当たっては、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。

【記入例1】 自動車の整備を専業で行っていた事業所が、主として産業機械の保守・修理サービスを行うようになった場合

自動車整備	
産業機械の保守・修理サービス	
①	自動車整備(車検代行・部品の交換・取付・故障修理)
②	産業用ロボット、自動組立装置の修理

【記入例2】 携帯電話取扱店の主な事業収入が契約事務取扱手数料から携帯電話の小売販売額となった場合

携帯電話取扱店	
事務手続き手数料 携帯電話の小売り	
①	
②	
③	

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**(登記上の名称)を記入してください。

2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を○で囲んでください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
- 個人経営の事業所が株式会社になるなど、経営組織を変更した場合
 - 法人が新設(対等)合併した場合
 - 法人が分割により設立された場合
 - この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

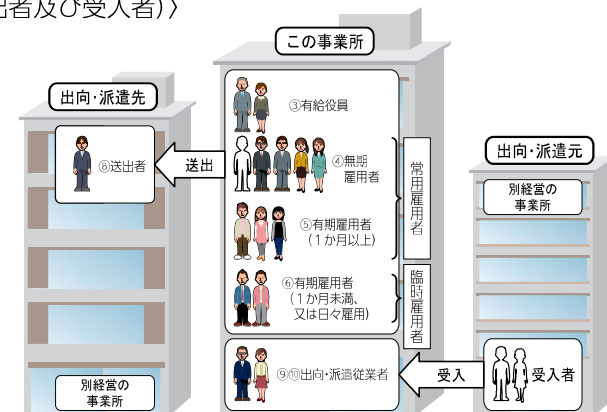
4 この事業所の従業者数

- 令和3年6月1日現在で、「(1) この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
- また、「⑧送出者」欄及び「(2) 受入者」欄については、下の図〈事業所の従業者数の説明〉を参考にしてください。

(1) この事業所に所属する従業者数	①個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。
	②個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
	③有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業者には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。
	常用雇用者	④無期雇用者 ○ 雇用契約期間を定めずに雇用している人(定年まで雇用される場合を含む。)
	⑤有期雇用者(1か月以上)	○ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用) ○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
	⑦合計	○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
(2) 受入者	⑧送出者(⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
	⑨出向	○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人
	⑩派遣	○ 労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含まれません。(別経営の事業所の従業者となります。)

※「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者(1か月未満、日々雇用)」は、正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。

〈事業所の従業者数の説明(送出者及び受入者)〉



- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等			
(1) 単独事業所・本所・支所の別			
● 囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。			
● フランチャイズ・チェーン（F C）加盟店についてはF C本部とは独立した組織となるため、F C本部の支所とはなりません。			
① 単独事業所		② 本所・本社・本店	
他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。		他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。 また、海外のみに支所等を持ち、それらを統括する場合も含めます。	
③ 支所・支社・支店		他の場所にある本所等の統括を受けている事業所。	
(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所等数		(4) 本所等の正式名称・所在地等	
● 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。		● 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。	
● 工場、営業所などや従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。		● 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	
支所等数		フリガナ	
国内		本所等の正式名称	
海外（現地法人は除く）		本所等の通称名	
事業所		本所等の電話番号（代表）	
事業所		本所等の所在地	
(3) 企業全体の主な事業の内容		調査票上部の「5」欄が「1」の場合は、記入おわりです。	
● 「調査票の記入のしかた」12・13ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。		「2」の場合は、これ以降、「9」欄、「10」欄「①売上（収入）金額」及び第2面の「18」欄のみ記入してください。	
主な事業の内容		「3」の場合は、これ以降、「9」欄、「10」欄「①売上（収入）金額」のみ記入してください。	
生産品、取扱商品又は営業種目			
①			
②			
③			

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別		① 税込み		② 税抜き	
● 選択した記入方法を○で囲んでください。					
10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目					
● 令和2年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください）。(万円未満四捨五入)					
● 「6」欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。					
・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入					
・「②費用総額」：経常費用を記入					
・「③うち売上原価」：記入不要					
・「主な費用項目」：各欄に記入					
11 事業別売上（収入）金額					
● 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』6・7ページを参照してください。					
● 「10」欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)					
● 金額で記入できない場合は、「10」欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)					
● 「6」欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。					
事業別内訳		売上（収入）金額		又は割合（％）	
① 農業、林業、漁業の収入					
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入					
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額					
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）					
⑤ 小売の商品販売額					
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）					
⑦ 不動産事業の収入		8 2 4			
⑧ 物品賃貸事業の収入					
⑨ 飲食サービス事業の収入					
⑩ 医療、福祉事業の収入					
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入					
⑫ 運輸、郵便事業の収入					
⑬ 金融、保険事業の収入					
⑭ 宿泊事業の収入					
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入					
⑯ 教育、学習支援事業の収入					
⑰ 情報通信事業の収入					
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入		1 2 8 6 5			
⑲ 上記以外のサービス事業の収入					
合計		10 欄①の売上（収入）金額		1 0 0	

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 「10」欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。

- 「11 事業別売上（収入）金額」の説明は、6ページを参照してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

1. 単独事業所

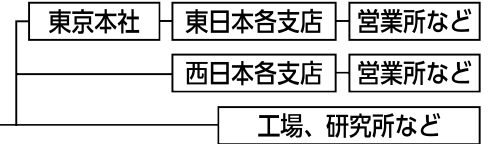
- ・他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない1企業又は1組織で1事業所の場合は、「単独事業所」となります。

2. 本所・本社・本店

- ・他の場所に、同一経営の支所等があって、経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。
- ・1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

3. 支所・支社・支店

- ・「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「支所・支社・支店」となります。
- ・下の例のように名称に本社とあっても、他の事業所から統括を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。



記入上の注意

- フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は別経営の事業所であり、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- 親会社は「本所・本社・本店」ではありません。

- 単独事業所から本所・本社・本店に変更となった場合は、(2)及び(3)を記入してください。また、「9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。
- 「(3) 企業全体の主な事業の内容」は、12・13ページの「主な事業の内容の記入例」を参考にして、具体的に記入してください。
- 本所等の正式名称・所在地等（支所・支社・支店のみ記入）
- ・本所等の正式名称は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名等）を記入してください。
- ・所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」（〇〇は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- 令和2年1月から12月までの1年間について記入してください。
- ※令和2年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- ※営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参照してください。)
- ※会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。
- なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項目	会社	会社以外の法人
①売上（収入）金額	・商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。	・経常収益を記入してください。
②費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）	・売上（収入）金額に対応する費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）を記入してください。	・経常費用を記入してください。
③うち売上原価	・費用総額のうち売上原価について記入してください。	・記入不要です。
④給与総額	・役員（非常勤を含む）及び従業員（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与（賞与引当金繰入額を含む）、労務費、給与、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、手当、賃金等）の総額を記入してください。	
⑤福利厚生費（退職金を含む）	・別経営の事業所に向向・派遣している従業員に支給している給与を含めます。	
⑥動産・不動産賃借料	・会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。	
⑦減価償却費	・土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。	
⑧租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	・経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。	
	・固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。	
	・営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。	
	・収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）はここに含めます。	
	・税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。	
	・法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。	

記入上の注意

- 12 ～ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- 15 ・ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、「5 この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。**なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。**

11 事業別売上（収入）金額

- 以下の例示を参考に、10 欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。

① 農業、林業、漁業の収入（動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業の収入）
○ 農業に直接関係するサービス業務（農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れなど） ○ 農畜産物の生産（もやし、天然きのこなどの工場栽培による農産物を含む） ○ 林産物の生産（立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産） ○ 林業に直接関係するサービス業務（造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など） ○ 水産動植物の養殖 ○ 漁業に直接関係するサービス業務（網の設置、養殖場での餌まき業務の受託）
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額
○ 自己の製造した製品の出荷額 × 他社の製品を仕入れて、又は、自社の他事業所から製品を受け入れてそのまま販売（転売）した場合の収入 ⇒「④卸売の商品販売額」
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）
○ 他の者から購入した（仕入れた）商品を、その性質や形状を変えないで小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額 ○ 他の事業所のために、卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料
⑤ 小売の商品販売額
○ 仕入れた商品又は製造した商品を、個人用又は家庭用消費者に販売した場合の販売額 ○ この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額（菓子、パン、建具、畳などを製造し、個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売） × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 ⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 修理を専業としている場合の収入 ⇒「⑨上記以外のサービス事業の収入」
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）（建設工事を行う事業の収入）
○ 土木工事、建築工事（リフォームを含む）、設備工事（電気工事、電気通信工事、管工事など） × 測量や、建設工事のコンサルタント、設計、監理 ⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × プラントエンジニアリング業 ⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
⑦ 不動産事業の収入（土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入）
○ 不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など） ○ 不動産売買・賃貸の仲介業務 × 展示会会場、集会場などの賃貸 ⇒「⑨上記以外のサービス事業の収入」 × ビルメンテナンス業 ⇒「⑨上記以外のサービス事業の収入」
⑧ 物品賃貸事業の収入（物品を賃貸する事業の収入）
○ リース、レンタル事業（産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など）
⑩ 医療、福祉事業の収入
○ 保健衛生事業（健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など） × 建物の消毒及び害虫駆除 ⇒「⑨上記以外のサービス事業の収入」
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入（各エネルギーの供給などを行う事業の収入）
○ 下水道処理施設維持管理業 × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 ⇒「⑨上記以外のサービス事業の収入」
⑫ 運輸、郵便事業の収入
○ 倉庫業（普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む）
⑬ 金融、保険事業の収入
○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関 ○ 金融商品取引業、商品先物取引業 ○ 補助的金融業（信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など） ○ 保険業（保険代理業、損害査定業を含む）

11 事業別売上（収入）金額（つづき）

⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入
○ 家事代行サービス業
⑯ 教育、学習支援事業の収入
○ 学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など） × 附属研究所における収入 ⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
⑰ 情報通信事業の収入（情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業の収入）
○ 通信サービス（電話、無線、インターネット接続など） ○ 通信に附帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など） ○ 放送サービス（受信料、テレビ放送時間の販売収入など） ○ 映画、テレビ番組などの制作、配給 ○ 新聞、書籍の発行 ○ 広告制作業（印刷物に係る広告制作） ○ ニュース供給（通信社のニュース供給など） ○ ソフトウェア事業（受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など） ○ 情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など） ○ 各種調査（市場調査、世論調査など） ○ 情報提供サービス（不動産情報、気象情報など） ○ ポータルサイト・サーバ運営業（インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む） ○ ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など） ○ インターネット利用サポート業（電子認証、課金・決済代行、セキュリティサービスなど） ○ サーバハウジング、サーバホスティング × 広告代理業、インターネット広告業 ⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 新聞、書籍等の印刷業務 ⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × デザイン、コピーライター ⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 携帯電話の販売代金 ⇒「④卸売の商品販売額」又は「⑤小売の商品販売額」 × 情報を記録したディスク等の複製・製造 ⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入
○ 研究、製品開発事業 ○ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス ○ デザイン、機械設計業 ○ 著述家、芸術家業（作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など） ○ 広告事業（広告代理業など総合的な広告サービスの提供） ○ 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業 ○ プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス ○ 経営コンサルタント事業 ○ 持株会社における子会社の管理業務（子会社からの配当金、グループ経営指導料など） × 広告制作業（印刷物に係る広告制作） ⇒「⑰情報通信事業の収入」 × ポスティング業、サンプル配布業 ⇒「⑨上記以外のサービス事業の収入」 × 写真現像事業 ⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 船積貨物の検数業、検量業、船積貨物鑑定業 ⇒「⑫運輸、郵便事業の収入」
⑲ 上記以外のサービス事業の収入
○ 廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など） ○ 自動車整備事業 ○ 機械等修理事業（機械修理、電気機械器具修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など） ○ 職業紹介・労働者派遣事業 ○ 建物サービス事業、警備事業 ○ 事業サービス事業（コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング業、サンプル配布業、速記・複写、集金業など） ○ 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場などの施設を運営する事業 ○ 建物の消毒及び害虫駆除 ○ 協同組合の賦課金 ○ 会費収入 × プラントメンテナンス業 ⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」

- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

12 設備投資の有無及び取得額

● 令和2年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。

● 中古品は含めません。

1 設備投資を行った

2 設備投資を行わなかった

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。取得額（減価償却前の額）を記入してください。（万円未満四捨五入）

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
				1	0	0	0	0,000
					5	0	0	0,000

13 自家用自動車の保有台数

● 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

(1) 貨物自動車	(2) 乗用自動車	(3) バス
0 台	1 台	0 台

※人員輸送のみの使用は除きます。

14 土地・建物の所有の有無

● それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地	1 有る	2 ない	建物	1 有る	2 ない
----	------	------	----	------	------

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

15 資本金等の額及び外国資本比率

● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
			1	0	0	0	0	0,000

(万円未満四捨五入)

(2) うち外国資本比率を記入してください。

		0	0
--	--	---	---

(小数点第2位四捨五入) %

16 決算月

● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

2 月 (月)

※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産（土地を除く）」には、令和2年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。
 - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」には、令和2年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和2年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・店舗併用住宅の居住用部分
 - ・中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。））のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。

【自動車の種類】

貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。

人員輸送のみに使用している場合は除いてください。

乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。

バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

記入上の注意

- 15・16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 サービス収入の内訳

第1面の10 欄「①売上（収入）金額」の内訳について、『分類表（サービス関連産業C）』に記載している分類の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、サービスの種類及び売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入）
金額で記入できない場合は、第1面の10 欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

順位	分類番号					サービスの種類	売上（収入）金額								又は割合（％）					
							千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万					円	
第 1 位	1	8	－	4	6	その他の土木・建築サービス（国内（民間）向け）					4	8	2	3	0,000	金額で記入できない場合は、 右欄に割合を記入してください。				
第 2 位	1	8	－	4	3	建築設計及び建築設計関連サービス					3	8	3	4	0,000					
第 3 位	1	8	－	0	6	法務・会計サービス（一般消費者向け）					2	4	8	9	0,000					
第 4 位	1	8	－	1	5	事業者向けコンサルティング					1	7	1	9	0,000					
第 5 位	0	7	－	0	7	住宅賃貸サービス（1か月以上）					8	2	4	0,000						
第 6 位			－												0,000					
第 7 位			－												0,000					
第 8 位			－												0,000					
第 9 位			－												0,000					
第 10 位			－												0,000					

17 サービス収入の内訳

- ここでいう「サービス収入」とは、同封の『分類表（サービス関連産業C）』に記載されている「サービスの種類」による収入をいいます。
- 調査票第1面の10 欄「①売上（収入）金額」に記入した売上高の内訳について、同封の『分類表（サービス関連産業C）』から、売上高の上位10位の分類の「分類番号」、「サービスの種類」及び「売上（収入）金額」を記入してください。
- 金額で記入ができない場合は、調査票第1面の10 欄「①売上（収入）金額」を100(%)とした割合（小数点以下四捨五入）で記入してください。

● あらかじめ記入欄に「* * *」が印字されている場合は、記入の必要はありません。

18 相手先別収入割合

第1面の10欄「①売上（収入）金額」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
第1面上部の区分欄が「1」又は「3」の場合は、記入不要です。

収入を得た相手先	収入額割合（％）		
① 個人（一般消費者）			2
② 個人以外		9	8
合 計	1	0	0

備考

・ 令和2年1月から2月まで改装のため休業

18 相手先別収入割合

<調査票第1面上部の区分欄(例)>

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*	区分
				1

- 調査票第1面上部の区分欄が「1」又は「3」の場合は、記入の必要はありません。
- 調査票第1面の10欄「①売上（収入）金額」を100（％）とした割合（小数点以下四捨五入）で記入してください。
- 「①個人（一般消費者）」
 - ・一般消費者から得た収入について記入してください。他の事業者・事業所から得た収入を含めません。
 - ・農林漁家から一般消費者として得た収入はここに含めます。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「②個人以外」に含めます。
 - ・クリーニング、デジタル画像のプリント又は写真（現像・焼付・引伸）などの取次業については「②個人以外」に含めます。
 - ・旅行者から支払われた宿泊費などは「②個人以外」に含めます。
- 「②個人以外」
 - ・民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引などによる収入について記入してください。

備考

- 令和2年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

主な事業の内容の記入例

● 本社などで、管理事務を行っている場合

- 主として企業全体や配下の支所の管理事務を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。

(1)	管理事務（新聞業）	
(2)	①	取材
	②	情報収集
	③	

● 物品の修理を行っている場合

- 何を修理しているかが分かるように記入してください。
- 同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。

(1)	自動車の整備・小売	
(2)	①	自動車の整備
	②	自動車の小売
	③	

(1)	自動車ガラス修理、販売	
(2)	①	自動車ガラス
	②	
	③	

● 設計業を行っている場合

- 土木・建設の設計か、何の設計を行っているかが分かるように記入してください。

(1)	建設設計監理業	
(2)	①	設計監理
	②	
	③	

● 協同組合の場合

- 協同組合の種類（農業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合など）のほか、協同組合が行っている事業の内容を記入してください。
- 協同組合の事業所で単一事業を行っている場合は、その事業（営農センター、共同選果場、ガソリンスタンドなど）を記入してください。
- 信用事業又は共済事業のほかに購買事業、販売事業、経営・技術指導等を行っている場合には、必ず信用事業又は共済事業を記入し、さらに行っている他の事業を記入してください。

(1)	信用、共済、購買を行う農協	
(2)	①	信用
	②	共済
	③	購買

(1)	農業資材販売	
(2)	①	肥料
	②	
	③	

(1)	金融業務	
(2)	①	窓口業務
	②	
	③	

● 労働者（人材）の派遣などを行っている場合

- 「労働者派遣業」、「職業紹介業」又は「業務請負」のいずれかが分かるように記入してください。なお、「業務請負」の場合は、請け負っている内容が分かるように記入してください。

(1)	労働者派遣業	
(2)	①	事務員
	②	ソフトウェア開発
	③	

(1)	職業紹介業	
(2)	①	営業スタッフ
	②	事務スタッフ
	③	

(1)	業務請負	
(2)	①	自動車（新車）塗装請負
	②	携帯電話組立請負
	③	

● 建物を対象としたサービスを行っている場合

- 害虫駆除を行う場合、対象が分かるように記入してください。
- ビルを対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負っている場合は**、「ビル総合管理」、「ビルメンテナンス業」、「建物総合管理業」、「ビルサービス業」などのように記入してください。
- ビルなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他の維持管理を行っている場合は、「建物の清掃・保守」など、サービスの内容が分かるように記入してください。

(1)	ビル清掃、メンテナンス業	
(2)	①	清掃
	②	保守
	③	警備

(1)	害虫駆除	
(2)	①	建物
	②	
	③	

(1)	ビル総合管理	
(2)	①	施設の整備
	②	空調設備の点検
	③	

主な事業の内容の記入例（つづき）

● コンサルタント業の場合

- どのような内容のコンサルタントか（経営、建設、システム開発など）また、その内容（M&A、機械設計、ISOなど）を記入してください。

(1)	経営コンサルタント	
(2)	①	マーケティング
	②	業務改革
	③	

● 広告業を行っている場合

- 広告を行う事業所は、広告業又は広告代理業と記入してください。

(1)	広告業	
(2)	①	テレビ広告
	②	新聞広告
	③	雑誌広告

● 構内作業を請け負う場合

- 請け負う内容が分かるように記入してください。

(1)	工場内の運搬、清掃、こん包下請	
(2)	①	清掃下請作業
	②	
	③	

● 広告の制作のみを行っている場合

- どのような広告を制作しているかが分かるように、「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」、「広告デザイン制作業」などのように記入してください。

(1)	新聞広告制作業	
(2)	①	新聞
	②	雑誌
	③	

● 研究所の場合

- どのような内容の研究を行っているかが分かるように記入してください。
- 製品（商品）の開発試験を行っている場合は、その研究内容を記入してください。

(1)	研究所	
(2)	①	経済学
	②	社会学
	③	

(1)	研究所	
(2)	①	抗がん剤
	②	
	③	

● 携帯電話取扱店（代理店）の場合

- 主な営業種目が事務手続き手数料か、携帯電話機の小売かわかるように記入してください。

(1)	携帯電話取扱	
(2)	①	事務手続
	②	機種変更
	③	

● 廃棄物処理、運搬を行う事業所の場合

- どのような廃棄物を収集運搬、処分しているのかが分かるように、「一般廃棄物（し尿、ごみ、粗大ごみなど）」、「産業廃棄物」、「放射性廃棄物」などと記入してください。

(1)	廃棄物処理	
(2)	①	一般廃棄物
	②	
	③	

● 持株会社の場合

- 持株会社は純粋持株会社、事業持株会社（事業持株会社の場合は具体的な事業の内容）などが分かるように記入してください。

(1)	純粋持株会社	
(2)	①	株式配当
	②	子会社管理
	③	

● プログラムの作成を行う場合

- プログラムの作成のみか、運用まで行うかわかるように記入してください。

(1)	アプリ作成・運用	
(2)	①	アプリ運用
	②	修正
	③	

● 物品の賃貸を行っている事業所の場合

- 何を賃貸しているかが分かるように記入してください。

(1)	総合リース業	
(2)	①	会議用品
	②	事務用機器
	③	スポーツ用品

● 写真を扱っている場合

- 何の写真撮影を行っているかが分かるように記入してください。
- 写真撮影を行っていないく現像のみを行っている場合は、その旨を記入してください。

(1)	写真業	
(2)	①	七五三
	②	学校アルバム
	③	結婚式

(1)	商業写真業	
(2)	①	広告
	②	パンフレット
	③	

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。

令和3年経済センサス - 活動調査 コールセンターのご案内

問い合わせ内容に応じ、専用の窓口をご用意しています。
おかけ間違いのないよう、お願いいたします。

例えば

調査票の記入方法など
調査全般について

- 調査票の記入のしかたについて
- 調査事項について
- 調査の概要について
- 回答内容の保護について

0120-555-097 ※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合
(通話料は無料です) 03-5200-5858 (有料)

例えば

インターネット
回答について

- ログインできない場合
- 初期のログイン時に変更した「パスワード」を忘れてしまった場合
- 電子調査票の操作方法について

0120-151-280 ※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合
(通話料は無料です) 03-5200-5860 (有料)

例えば

分類表について

- 分類表の見方について
- 品目の選び方について

0120-565-503 ※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合
(通話料は無料です) 045-522-2426 (有料)

受付時間

〈平日〉
午前 9 時
～
午後 6 時

〈令和3年経済センサス - 活動調査 実施事務局〉

(<https://www.e-census.go.jp/>)

経済センサス 実施事務局

検索

紙ヘリサイクル可

経済センサス - 活動調査をよそおった不審な訪問者や電話・電子メールにご注意ください